長第 1 2 4 6 号 平成30年8月21日

各指定訪問介護事業者代表者 様

石川県健康福祉部長 (公 印 省 略)

指定居宅サービス事業に係る法令順守の徹底について

日頃から、本県の介護保険行政につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼 申し上げます。

このたび、県内の指定居宅サービス事業者に対し、下記の事由により、介護保険法 (平成9年法律第123号 以下「法」という。)第77条第1項本文の規定に基づ く指定の効力の一部停止の行政処分を行いました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけではなく、介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

つきましては、貴事業所において、介護保険法等関係法規の規定に基づき、記録の管理等適正な事業を実施されるよう、徹底方お願いいたします。

記

[処分の原因となった違反事実] 法第77条第1項第6号違反

- ① タイムカード上サービス提供時間に勤務時間となっていない介護職員等が、サービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護給付費を請求し受領した。
- ② 身体介護については、原則として1人の利用者に対して訪問介護員等が1対1で行うものであり、生活援助については、複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に複数の要介護者に対してサービスを提供した場合、要介護者間で適宜所要時間を振り分ける必要があるところ、同一職員が同時間帯に、複数の利用者に対しサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護給付費を請求し受領した。

(事務担当)

石川県健康福祉部長寿社会課 在宅サービスグループ

> TEL 076-225-1417 FAX 076-225-1418